

宮城県内における保険者間の特定健診及び特定保健指導データの
移動に関するルールについて

令和元年 7 月 3 0 日
宮城県保険者協議会

○はじめに

- ・ 特定健診・保健指導は、糖尿病等の発症・重症化を予防し、医療費を適正化するため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号。以下「高確法」という。）に基づき、保険者が共通に取り組む法定義務の保健事業である。
- ・ このため、加入する保険者が変わっても適切に実施できるよう、高確法及び特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 1 9 年厚生労働省令第 1 5 7 号。以下「関係省令」という）の規定により、保険者は、加入者の移動後の保険者から、当該加入者の移動前の特定健診等データの提供を求められた場合、当該加入者本人の同意を取得した上で、その特定健診等データを提供しなければならないとされている。
- ・ しかしながら、こうした保険者間での特定健診等データの移動については、一部の市町村国保から被用者保険へのニーズはあっても、本人の同意取得の手続き等が煩雑なことや、保険者が保有する現状の健診等システム上では容易に対応することが困難なこと等から、その実施は確認されていないという現状にあった。
- ・ 平成 2 9 年度の宮城県保険者協議会専門部会における意見を踏まえ、平成 3 0 年 4 月に宮城県保険者協議会において市町村国保を含む全保険者へアンケートを行ったところ、様式等ルール整備の要望が多く寄せられた。
- ・ 平成 3 0 年 1 0 月 2 6 日開催の保険者協議会において、この結果を報告しルールづくりを進めることについて了承されたことから、以下のとおり整備するものである。

○保険者間の特定健診等データ移動のメリット

- ・ 保険者のデータヘルス計画の中で、保健事業の実施において対象者の優先順位付けや実施方法への判断に活用することができること。
- ・ 新規加入者の過去の特定健診等データを新保険者が得られれば、そのデータを活用し、本人の過去の状況や病歴等の特性に応じた、個別の保健事業へのアプローチが可能となること。
- ・ 本人が過去の特定健診等結果表を持参して特定健診を受ければ、医師は過去の連続した特定健診結果を見ることができ、健診受診者に対してより個人の特性に応じたアドバイスを行うことが可能となる。

○手続き方法の統一

- ・ 宮城県内における保険者間の特定健診等データの移動については、高確法、関係省令及び特定健康診査及び特定保健指導の記録の写しの保険者間の情報照会及び提供について（平成29年6月6日付け厚生労働省通知）で定めるほか、別添「宮城県内における保険者間の特定健診及び特定保健指導データの移動に関するルール」により対応するものとする。